



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*37 和歌山県指定難病審査会規則の一部を改正する規則 (健康推進課)..... 1

○ 告示

756 特別保護地区の指定予定の通知 (環境生活総務課)..... 1

757 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 2

758 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 3

759 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 3

760 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 4

761 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)..... 4

762 救急病院の認定 (医務課)..... 4

763 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 5

764 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 6

765 " (")..... 6

766 農用地利用配分計画の認可 (")..... 6

767 漁船損害等補償法の規定による加入区についての同意 (資源管理課)..... 7

768 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 7

○ 人事委員会告示

6 平成27年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 7

○ 公安委員会告示

26 遊泳区域の指定 11

○ 訓令

*14 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 13

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県指定難病審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定難病審査会規則の一部を改正する規則

和歌山県指定難病審査会規則(平成26年和歌山県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6人」を「12人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第756号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

与根河鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

東牟婁郡那智勝浦町与根河地内の旧山のサブセンターを起点とし、与根河池の東側の稜線を南進し旧湿性植物園に至り、同所から遊歩道を北進し車道に至り、同車道を北進し旧キャンプ場進入路との交点に至り、同所から同車道を東進して起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域には、広葉樹を主体とした天然林及び区域面積の3分の1を占める与根河池があり、鳥獣の生息に適した環境となっており、オシドリ、ミサゴといった希少な鳥獣を始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないように留意する。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び東牟婁振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成27年6月27日から同年7月10日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第757号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったため、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年8月10日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年6月10日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山勝手連ネットワーク

3 代表者の氏名

得津修司

- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市新在家150番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自治会組織とは関係なく、独立した組織として自由意志に基づき、独自の視点で活動し、住民が自発的に声を発してゆき、その一人ひとりの意見を社会に反映させる事を目的とします。

和歌山県告示第758号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成27年6月16日指定した。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	CIRCUS MAX 7月号増刊	04100-07	KKベストセラーズ
月 刊 誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-07	鉄人社
コミック	恋愛天国パラダイス 7月号	09675-7	竹書房
コミック	月刊マガジンビーボーイ 7月号	18355-07	リブレ出版
コミック	GUSHガッシュ 7月号	12467-7	海王社
コミック	リンクス 7月号	09369-07	幻冬舎コミックス
コミック	ayaアヤ 7月号	18815-07	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 7月号	19625-07	宙出版
月 刊 誌	黄金のGT 7月号	12175-07	マックス
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 7月号	02091-7	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の満了の日
30710011 21	バイカル株式会社	居宅介護支援事業所 ばいかる	橋本市神野々1109-2	居宅介護支援	平成 27. 6. 1	平成 33. 5. 31
30721009 48	株式会社ケアサービ ス笑	ケアプランセンター えなの家	日高郡由良町衣奈685 番地	居宅介護支援	平成 27. 6. 1	平成 33. 5. 31

30722014 72	株式会社エル・ソル	カノンケアステーション	田辺市下三栖1483-15	居宅介護支援	平成 27.6.1	平成 33.5.31
----------------	-----------	-------------	---------------	--------	--------------	---------------

和歌山県告示第760号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30722014 56	株式会社エル・ソル	カノンヘルパーステーション	田辺市下三栖1483-15	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.6.1 平成 27.6.1	平成 33.5.31 平成 30.3.31
30724011 97	株式会社さくらケア 白浜	さくらケア白浜	西牟婁郡白浜町2303番 地の1-1106号	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.6.1 平成 27.6.1	平成 33.5.31 平成 30.3.31
30724012 05	株式会社シーヒュー マン	ケアセンターハマユ ウ	西牟婁郡白浜町941-1	訪問介護 介護予防訪問 介護	平成 27.6.1 平成 27.6.1	平成 33.5.31 平成 30.3.31
30622901 70	株式会社エル・ソル	カノンナースステー ション	田辺市下三栖1483-15	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 27.6.1	平成 33.5.31
30721009 30	株式会社ケアサービ ス笑	デイサービスセンタ ーえなの家	日高郡由良町衣奈685 番地	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.6.1 平成 27.6.1	平成 33.5.31 平成 30.3.31
30722014 64	株式会社エル・ソル	カノンデイサービス	田辺市下三栖1483-15	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.6.1 平成 27.6.1	平成 33.5.31 平成 30.3.31

和歌山県告示第761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
中野薬局	有田市箕島873-3	医療機関の所 在地	有田市港町600	有田市箕島873-3	平成 27.6.1

和歌山県告示第762号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を

認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 有田南病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島15番地
- 3 有効期限 平成30年6月10日

和歌山県告示第763号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
紀ノ川ショッピングセンター
和歌山県和歌山市次郎丸38外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社デューデリ&ディール 代表取締役 山本高広
大阪府大阪市中央区平野町二丁目2番12号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

建物	小売業者		住所
	氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
A棟	株式会社ミドリ電化	代表取締役 梅原正幸	兵庫県尼崎市潮江一丁目1番50号
B棟	ミスタージョン株式会社	代表取締役 青木衛	三重県安芸郡芸濃町大字北神山字奥谷1287番3

（変更後）

建物	小売業者		住所
	氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
A棟	株式会社エディオン	代表取締役 久保允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
B棟	株式会社コメリ	代表取締役 捧雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1

- 4 変更年月日
平成21年10月1日（A棟）
平成18年4月1日（B棟）
- 5 変更した理由
株式会社エディオンへ吸収合併したため（A棟）

株式会社コメリへ吸収合併したため（B棟）

6 届出年月日

平成27年6月10日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年6月26日から同年10月26日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第764号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月12日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月9日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第16号-1	西牟婁郡白浜町保呂字上畑410外2筆
平成27年度第16号-2	西牟婁郡白浜町栄字池田74-3外5筆

和歌山県告示第765号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月15日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月9日まで縦覧に供する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第17号	田辺市上秋津字中代2025-2外1筆

和歌山県告示第766号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年6月16日に認可した。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第9号-1	田辺市中芳養字川崎2543-1外4筆

平成27年度第9号-2	田辺市中辺路町小皆字小皆原517-1外6筆
平成27年度第10号	紀の川市池田新字角屋81-1外4筆

和歌山県告示第767号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

加入区の名称 和歌浦及び那智

和歌山県告示第768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3296	紀の川市藤崎字野稲田328番の一部、331番1の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田基松	平成 27.6.15	6.00	63.30

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第6号

平成27年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

平成27年6月26日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成27年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	10人程度	平成28年4月以降
	女性一般	3人程度	
	男性武道 (柔道)	1人程度	
	男性武道 (剣道)	1人程度	
警察官B	男性	40人程度	上記警察官A（男性武道を除く。）の職務内容と同じ。
	女性	10人程度	

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月末日までに卒業見込みの人	昭和58年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和58年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道(柔道)	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成28年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	昭和58年4月2日以降に生まれた男性
	男性武道(剣道)	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成28年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成28年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成27年9月20日(日)午前9時	和歌山市田辺市	平成27年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成27年10月中旬	和歌山市	平成27年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成27年11月中旬	和歌山市	平成27年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配点	内容
教養試験(択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実技試験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

身体検査	/	職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
------	---	-----------------------------

- ※ 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。
- ※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。
- ※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。
- ※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	※200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査	/	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査	/	職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成26年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	/
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無、聴力等)	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合

には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年7月1日（水）午前10時から同年8月14日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成27年7月1日（水）から受付を開始し、同年8月14日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名

簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿が確定した日から起算して1年である。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成28年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。なお、採用時期は、平成28年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成27年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大学卒	短期大学2卒	高校卒
199,500円	181,300円	167,000円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例(平成5年和歌山県条例第40号)第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成27年6月26日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
浪早ビーチ	和歌山市田野	和歌山市田野地先の海域で、「浪早ビーチ」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月1日から同年8月31日まで
和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田辺扇ヶ浜海水浴場	田辺市扇ヶ浜	田辺市扇ヶ浜地先の海域で、「田辺扇ヶ浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
田原海水浴場	東牟婁郡串本町田原	東牟婁郡串本町田原(字山谷)地先の海域で、「田原海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
橋杭海水浴場	東牟婁郡串本町鬮野川	東牟婁郡串本町鬮野川地先の海域で、「橋杭海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
里野海水浴場	西牟婁郡すさみ町里野	西牟婁郡すさみ町里野地先の海域で、「里野海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
すさみ海水浴場	西牟婁郡すさみ町周参見	西牟婁郡すさみ町周参見地先の海域で、「すさみ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
那智海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮	東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮地先の海域で、「那智海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月5日から同年8月23日まで
くじら浜海水浴場	東牟婁郡太地町大字太地	東牟婁郡太地町大字太地(字大長井)地先の海域で、「くじら浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月9日から同年8月23日まで

玉の浦海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白	東牟婁郡那智勝浦町大字粉白地先の海域で、「玉の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月10日から同年8月16日まで
三輪崎海水浴場	新宮市三輪崎	新宮市三輪崎地先の海域で、「三輪崎海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月11日から同年8月23日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月11日から同年8月31日まで
宇久井海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井	東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井地先の海域で、「宇久井海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月17日から同年8月16日まで
湯川海水浴場	東牟婁郡那智勝浦町大字二河	東牟婁郡那智勝浦町大字二河地先の海域で、「湯川海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、知事が適当と認めるときは、午前8時から午後4時45分までとする。

第3条第2項中「第1項の」を「前項の」に改める。

第4条第1項中「手続き」を「手続」に改める。

第15条第2項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第16条第1項第4号中「とき」を「とき。」に改める。

別記第3号様式中「あて」を「宛」に改める。

別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第5号様式中「殿」を「様」に改め、「営利企業等の従事制限の許可の基準に関する条例第2条の規定により」を削り、「及」を「及び」に改める。

別記第6号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第1号にただし書を加える改正規定は、平成27年7月1日から施行する。